



イスタンブル日本人学校運営委員会規則

<呼称>

第1条

本委員会は、イスタンブル日本人学校運営委員会と称する。

<事務局>

第2条

本委員会は、事務局をイスタンブル日本人学校内に置き、事務局長はイスタンブル日本人学校教員の中より任命する。

<目的>

第3条

本委員会は、イスタンブル日本人学校規則第3章第14条に基づき、イスタンブル日本人学校運営の基本方針、教職員の人事、財産の取得・管理、年次予算・決算、その他学校運営上の重要事項の審議決定及び執行に当たることを目的とする。

<構成>

第4条

本委員会は、次の委員をもって構成する。

1. 在イスタンブル日本国総領事館を代表する者。
2. イスタンブル日本人会理事、ないしはその他在留邦人の中より日本人会が委嘱した者。
3. イスタンブル日本人学校を代表する者。

<委員>

第5条

本委員会は、在イスタンブル日本国総領事を名誉会長とし、委員の中から委員長、副委員長並びに総務、教務、財務の各担当委員を選出するものとする。

但し、委員長は、日本人会理事の中より選出、もしくは運営委員会にて選出し日本人会より承認された者とする。

<委員の任期>

第6条

委員の任期は、原則として4月1日より3月31日までの1年間とする。

但し、再任は妨げない。

<委員の職務>

第7条

委員長、副委員長、担当委員の職務は、次の通りとする。

1. 委員長は、本委員会を代表し、業務を総括・管理するものとする。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合その職務を代行するものとする。
3. 担当委員は、本委員会の方針に基づき、日本人学校の総務関係、教務関係、財務経理関係をそれぞれ担当する。
4. その他、担当委員は、その都度、本委員会の決定した業務を担当するものとする。

<開催>

第8条

本委員会は、通常1ヶ月に1回開催することとする。但し、必要ある場合、委員長は臨時委員会を招集することが出来る。

<決議>

第9条

本委員会は、委員の10分の7以上の出席で成立し、議決は出席委員の10分の8以上の賛成で成立する。但し、出席不可能の場合、委任状行使を妨げない。本委員会には、学校長及び事務局長が常時出席するものとする。

<改廃>

第10条

本規則の改廃は、委員会における出席委員の10分の8以上の賛成で成立する。

<施行・改正>

第11条

本規則は、平成3年4月1日から施行する。

平成11年4月1日 一部改正

平成14年1月18日 一部改正

平成16年1月30日 一部改正